

現代国語とかなづかい問題の興起

明治の維新は、王政復古とともに、諸事新たになったといつても、復古的な空気が底流をなして、改まるべくして、改まらずにやんだことが数々あった。その一つに国語教育の根本義があった。

江戸時代に、学問奨励といつてまず起ったのは漢学で、学問といったらまず漢字を学ぶことだった。したがって男女7才で学校にあがって、まず学ぶのは漢字だったし、古典かなづかいだったから、明治の学校も、いくらも江戸時代と変らなかった。それは、明治の新教育にあたったのは、漢学者・国学者であり、漢学者は、自分まず知らなければならぬのが漢字だから、庶民の教育にも漢字をまず知らしめようとするし、国学者が、何よりもまず知らなければならぬのは、古典かなづかいであったから、自分たちのまず知らなければならないことを、そのまま学童にも、まず知らなければならぬものとしたのであった。

ほんとうの「言語活動の教育」などは、てんで問題にされなかつたのである。

それだから、現代の人々も、漢字は5000～6000ないし1000近くも学ぶことであったろうし、漢字を駆使することは、学識あるものの標識となってき、中国でさえも、「古文です」と言って大学生が

敬遠するほどの古い四書五経の字句を、一点一画やかましく説いて、その知識を誇るから、学生も、そんな一点一画、活字体と寸分たがわないように書かなければ誤りとされるというほとんど狂気じみた学習に精根を尽した。

純国語のつづりも、イギリスならアングロサクソン語にもあたる100年前のつづりを、7才の学童につづらせて、「蝶々」は「てふてふ」、「今日」は「けふ」「酔う」は、「ゑふ」、「倒る」は「たふる」、「仰ぐ」は「あふぐ」と覚え書かなければならぬようになっていた。

これだから、国語教育は、10年・15年に及んでもなかなかじゅうぶんではなかった。大学を卒業しても、自国語の手紙1本書くのに、辞書を引かなければならなかった。それでも誤りのない手紙を書きおろすこと容易でなかったのである。それでも、国民は、こういうものと思って怪しまず、不平もなく、むずかしい国語教育に半生を浪費していたのである。

これがそもそも、明治初年の国字問題興起の原因である。

国字問題の発端は、実は明治よりも、も少しさかのぼる。そして不思議にもそのことがやはり米国人の示唆によるものがあった。すなわち、ペリー提督が浦賀にやってきたときに、その通事を務めたS・ウイリアム(1812—82)という米人宣教師があった。後に枢密院顧問官になる前島密氏が、この人の談に「句法語格の整然たる國語の有るにも之を措き、簡易便捷なる仮名字のあるにも之を専用せず、彼の繁雜不便、字内無二なる漢字を用い、句法語格の不自由な

る難解多謬の漢字に拘り普通教育をなすが如し。此の活潑なる知力を有する日本人にして、此の貧弱の在様に屈し居るは、全く支那字の頑毒に深く感染して其の精神を麻痺せるなり」と断言するのを聞いて考えしめられたのがもとだといわれる。かくて慶応2年、「国字改良の議」を15代将軍に奉ったが、もちろん、当時のこととて顧みられず、王政維新となり、明治2年、さらに、遠州中泉の地から、「国文教育之儀に付建議」「国文教育施行の方法」および「廢漢字私見書」の3編を集議院に提出し、漢字を廢してひらがなを国字とし、もって教育の普及を図らんことを切言し、教育制度改革の必要、ならびにその方法を論じ、これが施行の期を6期にわかつち、8年間にて教育の基礎を建つべしとしたその論策は、精密をきわめたものだったという。明治2年は小学校令の敷かれた年で、時を得た建言であったが、当路の大官や大学総監も、この新しい意見に理解を欠き、あまつさえ、狂人あしらいされて、顧みられずに終った。

しかし、前島の堅き信念は、明治5年、時の文部大臣大木喬任伯・右大臣岩倉具視公に説き「学制御施行に先だち、国字改良相成度卑見内申書」を奉り、なお政府にも建言しようとして「興國文廢漢字議」を草したが、やはり顧みられなかった。

10年を経た、明治16、7年の交は、欧化主義の徹するところ、久しい中国文化崇拜の夢も破れて、ようやく漢字から国語を解放すべしという声が、大学の中からもあがってきた。外山正一博士の「漢字破」その他。また、これもアメリカの言語学者 W=D=ホ

イトニー（W.D. Whitney）の示唆に基いて、ローマ字国字論が盛んに起る。国粹派から「かなのとも」「かなのくわい」などが起つて、これに対立したのは16, 7年の交であった。

また 10 年を経て 27, 8 年、日清戦争が、ふたたび、廢漢字論を誘発して、井上哲次郎博士・上田万年博士の新国字論の唱導があり、さらに明治 33 年から、外人の内地雑居になるという声が呼びかけとなって、3 度、国字・国語問題がやかましくなり、上田万年博士の「内地雑居後に於ける語学問題」の評論がある。これによれば、イギリスの語学者グラッドストン氏は、イタリア・ドイツ・イギリス 3 か国における児童の、6, 7 才から始めて、何時間を読書科に課せば、普通の書を読みうるかを計算・対照しているのに、

イタリア	945 時間
------	--------

ドイツ	1,302 時間
-----	----------

イギリス	2,320 時間
------	----------

1 年 360 時間の割にして、入学後、早くも 2,3 年、おそらくも 4,5 年の後には、これら諸国の児童は普通の書を読みうる。これをわが国 の 20 年もかかるのと比較してその差いかんと嘆いた。

政府でも考えるところがあり、明治 33 年国語調査会というものが文部省にでき、上田万年博士が会長として建議するところあり、かなづかいのうち、最大の困難となっている字音かなづかいについて、發音的に区別のなくなったのを区別せずに、一つに統一し、長音はすべて棒で示す案を立てて、まず小学校の読本の上にこれを実行し

た。

「かう」「こう」「かふ」「こふ」をすべて「コー」に、「きゅう」「きょう」「けう」「けふ」をすべて「キョー」に、「さう」「そう」「さふ」「そふ」をすべて「ソー」に、「しゃう」「しょう」「せう」「せふ」をすべて「ショー」に統一する類である。これが明治38年小学教育に断行され教育界に非常に歓迎されたいわゆる33年式の棒引きかなづかいである。漸を追うて、純国語にも及ぼすつもりであったろうが、そこまでまだ行かないうちに、憲政会内閣の時、貴族院にあがった反対説が、政治問題にひっかかってついに議会を動かすに至り、すべて元どおりということになって、明治41年この新かなづかい案は、動天返しになってしまった。次いで大正2年国語調査委員会官制廃止となってしまう。

その後やはり国語問題の重要性にかんがみ、臨時国語調査会ができて、再三漢字の節減案とかなづかい改訂案を立案して実現を期したが、そのたびに在野に反対の声が起っては、そのままにやんだ。

昭和12年12月、臨時国語調査会に代った国語審議会が、17年3月標準漢字表を発表する。常用漢字1,112字（後に、1,134字）準常用漢字1,346字（後に1,320字）特別漢字71字（後に74字）、合計2,529字（後に2,528字）である。7月には「字音かなづかい整理案」を決定したが、当時戦争たけなわに、保守的傾向の人々が起ってこれに反対し、国語・国文学者その他を含めた日本国語会を起して反対の気勢をあげる。しかし初めの意氣込みほどもなく振わずに終り、字音かなづかいのほうなら、余儀なかろうとその首唱者

が自白した。しかし、緒戦のはなやかだったころは、伝統重んずべしという声盛んに、国民のよく困難に打ち勝つ力も、幼い時から、むずかしい漢字を学び、むずかしいつづりと取っ組んで成長するうちに知らず知らず養われていて、それで今日の大勝をうることができたのだとまで考えるものがあった。それゆえ、国字・国語の問題は、戦争中は火の消えたよう、まさに暗黒時代ともいるべき時期を経過していた。

現代かなづかい案の公布

いまだかってない敗戦下に、3度アメリカに國語反省の機会を与えた。教育使節団が来てみて、農村や工場の青年たちの、新聞の政治面を読むことができないのを実地検討して、これでは、いつ民主日本ができるかとあって、いわゆる言語改革の勧告をつきつけられることになったからである。

こうして、国字・国語問題は、終戦の秋からただちに始まった。この年の元日の詔は、前例を破ったやさしい用語で賜せられたのがまずその第一声とも見られるものだった。

次いでこの4月、山本有三氏の提唱になる「国民の国語運動連盟」ができた。その月にアメリカ教育使節団のマ元帥への報告、言語改革とローマ字採用との提案が発表されて、国字・国語問題百年の懸

現 代 語 音 韻 図

*このほかにヤ行拗音がア列・ウ列・オ列にあり、ワ行拗音くわ・ぐわは音韻としては無くなる。

ア 行		あ a	い i	う u	え e	お o	
カ 行		か ka	き ki	く ku	け ke	こ ko	
ガ 行	語頭	が ga	ぎ gi	ぐ gu	げ ge	ご go	ここがは っきり分 化した。
	語中 語尾	が ña	ぎ ñi	ぐ ñu	げ ñe	ご ño	
サ 行		さ sa	し si	す su	せ se	そ so	
ザ 行		ざ dza	じ dʒi	づ dzu	ゼ dze	ぞ dzo	
タ 行		た ta	ち tʃi	つ tsu	て te	と to	
ダ 行	語頭	だ da	ぢ dʒi	づ dzu	で de	ど do	ここは同 音に帰 した。
	語中 語尾	だ da	ぢ dʒi	づ dzu	で de	ど do	
ナ 行		な na	ニ ni	ぬ nu	ね ne	の no	
ハ 行	語頭	は ha	ひ ci	ふ hu	へ he	ほ ho	ここは同 音に帰 した。
	語中 語尾	は wa	ひ i	ふ u	へ e	ほ o	
バ 行	語頭	ば ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	ここは同 音に帰 した。
	語中 語尾	ば ba	ビ bi	ブ bu	ベ be	ボ bo	
パ 行		ぱ pa	ピ pi	ブ pu	ペ pe	ボ po	
マ 行		ま ma	ミ mi	ム mu	メ me	モ mo	

ヤ 行	や ya		ゆ yu		よ yo
ラ 行	ら ra	り ri	る ru	れ re	ろ ro
ワ 行	わ wa	ゐ i		ゑ e	を o

案解決の機会が熟した。こうして、今回の当用漢字の選定と新かなづかいの創始となった。

今回の新かなづかいは、かねて国語審議会が、かなづかい主査委員会を設けて審議してきたところの案で、21年9月の総会にかけて、決定し、11月16日に、内閣訓令第8号、内閣告示第30号で、「現代かなづかい」として公布されたものである。その全文は次のとおりのものである。

まえがき

- 一 このかなづかいは、大体現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。
- 一 このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。
- 一 原文のかなづかいによる必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除く。

原 則

第1類

1. 旧かなづかいのゐ，ゑ，をは今後い，え，おと書く。ただし「本を読む」などの助詞「を」はもとのままとする。
2. 旧かなづかいのくわ，ぐわは今後か，がと書く。
5. 旧かなづかいのぢ，づは今後じ，ずと書く。ただし，2語の連合によって生じたぢ，づ，たといえば，はなぢ（鼻血）みかづき（三日月）の類，同音の連呼によって生じたぢ，づ，たといえば，ちぢむ（縮む）つづく（続く）の類はもとのままとする。
4. ワ，イ，ウ，エ，オに発音される旧かなづかいのは，ひ，ふへ，ほは今後わ，い，う，え，おと書く。ただし「わたくしは京都へ行く」などの助詞「は」「へ」はもとのままで「は」「へ」と書くことを本則とする。
5. オに発音されるふは今後おと書く。
注意「クワ・カ」「グワ・ガ」，および「ジ・ズ」の区別をいい分けている地方に限り，これを書き分けてもさしつかえない。

第2類

1. ユの長音はゆうと書く。
2. エ列長音は，エ列のかなにえをつけて書く。
3. オ列長音は，「おう」「こう」「そう」「とう」のように，オ列のかなにうをつけて書くことを本則とする。

第3類

ウ列拗音の長音は「きゅう」「しゃう」「ちゅう」「にゅう」の

ように、ウ列拗音のかなにうをつけて書く。

第4類

オ列拗音の長音は、「きょう」「しょう」「ちょう」「にょう」のように、オ列拗音のかなにうをつけて書くことを本則とする。

現代かなづかいの精神

今回の新かなづかいは、以上のとおりのものであって、要するに、わくをはずして、らくにすることを眼目とするから、もし、誤解して、新しい今一つのわくをはめるもののようにむずかしく思いひがめたら、それはまったく慮外な不幸である。

33年式とちがう点は、引き声（長音）を棒引きにすることを今回は避けた点である。棒引きが前回不評であって、動天返しになる原因ともなったものがあるので、今回は、棒の代りに、そこをば、オ列のときでもうで書くことにしたのは、うは、長く引く印のように思われていて、目に抵抗が少なく、これなら付いてこられそうに思われるからである。そういうように、現代かなづかいは、「表音的かなづかい」ではないのである。

なお逐条、意のあるところを注して行ってみよう。

まず、まえがきに、「このかなづかいは、現代語音にもとづく」

と触れた意味は、こうである。旧かなづかいは、平安朝の語音に基いたものであるが、この現代かなづかいは、現代語音に基くものだというのであって、語音といったのは、音韻というにひとしい。

国語調査会時代の言い分では、旧かなづかいを歴史的かなづかい、新かなづかいをば表音かなづかいと呼んだ。そのころはこの表音的ということを盛んに唱導したものであるが、今日は、音声と音韻とを区別し、音標文字は音韻を表記するものではあるが、音声は音盤などでなければ書くことができない現象であるとする。表音的ということが、もし発音どほりを書く意味だとすると、それは、せいぜい表音記号であっても、必ずしも正字法（=かなづかい）ではない。（そう言って、橋本進吉博士のごとき、「表音式かなづかいは、かなづかいにあらず」と道破したほどである。）だから今度は、どこにも、新かなづかいを表音的かなづかいとは呼んでいないのである。ただ基礎を、現代語音におくという点を明らかにしただけである。しかし、その点が重要な点である。従来唯一の正しいかなづかいと思って守っていた旧かなづかいは 1000 年も前の語音に基いたものだから、そうではなくって、現代の言語生活のよるところは、現代語音だと言ええたのである。

こう言いすえて、発音どおりにしたと言わないので、あとに行つてたとえば撥音（はねおん）はあるときは m あるときは n また r にそれぞれひびくが、いつもんで統一して書くのは、発音に従わず、当代人がそれを一つのものだと考えているその事実に基くから、そ

れでいいのである。促音も、あとに来る音しだいで、p・k・t・s・ʃ等々にひびくけれども、邦人の音韻觀念ではみな「つまる」音だと考えて一つの音に思っているから、それに従ってツで統一して書くゆえんである。正字法は、濶音記号ではないからそれでよろしいという立場であるのに、世間では、まだ明治時代のように、表音式かなづかいであるもののように考え非難しているむきがあるが、これは当局の進歩に反して非難側の旧態依然たるものである。

まえがきの二に、「このかなづかいは、現代文のうち、口語体のものに適用する」という意味は、古文はそのままにしておくので、決して、古文までも、このかなづかいで書き改めるということはしないということと、いま一つには、現代文も、全部ではなくて、口語文だけをこのかなづかいでするという意味である。たとえば現代人の作る短歌や俳句や文語体の文章などがあっても、そこまでは及ばない、実用的な口語文の言語活動だけのことだという意味である。

現代人でも、時にあるいは文語体の文を書きつづる人がある。現代人の作でも、文語体はこのかなづかいの適用を受けない。そこまではわかるが、では口語で書く口語詩はどうか。非実用的な、芸術の畠までは、新かなづかいは追いかけて行く必要もありはしないけれども、子どもの作る童謡などだったら当然新かなづかいで行くであろう。ではその境がわからなくなる。それだからであろう、作家の側から、口語詩を新かなづかいで作っているのを見かけるし、文部省の教科書でもそういうのが見えたから、今では一般に、詩歌の

ような芸術的作品でも、口語体のものであつたらこの適用を受けるものとしてあるらしい。

まだそこまではよい。鷗外・漱石というような大家の作を、口語だからといって教科書などに、新かなづかいに直して出すということは、どういうことであろう。現代文にだけ新かなづかいが適用されて、古文へはさかのぼらずというたてまえが、ここに至って動搖する。鷗外・漱石の文を古文と見れば、触れないほうがよいし、それも口語文だとすれば、適用を受けるかと解されてくる。

新かなづかい創始の精神は、新しい時代の国語生活改善の目的であって、古典をどうしようというのではない。古典は古典としてそのまま鑑賞されるべきものである。

ただ、教育者として、同じ口語体が、新旧2様の書きかたでは、教えるのに困るというかもしれません。昔は、こう書いたのだと、説明してわかりうる程度にとどめること、文語の文章に対して、昔はこう活用したのだと、わかりうる程度に説明しておくのと同じことでよいと思う。

とにかく、新かなづかいは、明日の国語のためであって、古典へ指一本さすつもりのないものであることをまえがきの二が明示したものであることをことわっておく。

まえがきの三は、「原文のかなづかいによる必要のあるもの、または変更しがたいものは除く」とことわっている。これは、自分で書く場合のかなづかいではなく、たとえば、固有名詞の場合とか、

学術的に厳密に引用する必要のある場合等の規定と見るべきものである。すでに古典と見ることも可能である明治の文学を、現代文学と見て、そして1字の改ざんも許さない名文としてそのままのかなづかいにしておくときの理由となるのは、この条文であろう。

第 1 類

1は、ワ行音が中世以後ア行と混じてきた古い歴史をもつから、もう区別せずに書き下してよからうとしたもので、ゐる（居）ゐど（井戸）ゐのしし（猪）ゐぐさ（蘭）の類を、いる・いど・いのしし・いぐさと書く類を認め、ゑ（絵）、すゑ（末）、ゆゑ（故）、植ゑなどを、え・すえ・ゆえ・植えと書く類を許し、を（尾・緒）、をとこ（男）、をんな（女）の類を、お・おとこ・おんなと書く類（これなどは中世500年こう書いてきた歴史がある）をもう認めてよろしいとしたもの。

ただし、そこに、「本を読む」のををば、をと書く例外をことわっている。これが問題である。なぜこんな例外を許したか。例外にせずに、これをも「お」と書いたらよいではないか、という非難がどうごうと聞える。これには、こういう理由がある――

もちろん例外は、よくよくでないかぎりは設けないほうがよい。委員会でもそれは皆心得ていたことなのである。だから、この例外を設けたのは、よくよくのことなのである。

およそ改革は、ことに万人の所有である言語の改革は、まさつの少ない、万人のすぐついてこられるようなものでなければ、案がい

かにりっぱでも、机上の理想論に終って、実現ができない。理想としては、だれもだれも助詞のををもおにしてしまいたい。しかし、助詞というものの、ことに「が」「の」「に」「を」「へ」「は」などは、最もたくさん出てくる。そのうちさいわいにして、「が」「の」「に」は、かなづかいに関係がないからよいが、これらにも増してひんぱんに出る「は」「を」「へ」を現代音によると言つて、いちいち

これわ、それわ、わたくしわ

それお、これお、わたくしお

ここえ、そこえ、わたくしえ

といふように書くことになると、あまりにも、今までと変りすぎて異様さが目だち、ちょっと実行の手がにぶる。この助詞さえ、もしこまでどおりにして置いてよかつたら、他の点は、漢字で書くとほとんど隠れて、新かなづかいも、大部分今までどおりで済むから、明日からでも、すぐ新聞を新かなづかいで出せようが、助詞だけは漢字では書けず、いつもかなであつて、必ずひっかかる、いちいち直すにかかる手もうるさいが、見る目にも抵抗が多過ぎて、すぐ実行できるか、あやぶまれる。これが、大新聞社側の決定的な意見であったし、そればかりではなく、その昔動天返しになった 33 年案のころ、1,2 の人のいわゆる表音かなづかいで發表される論文を見た記憶に、いかにも、「わ」「お」「え」が、目にたつて、一見異様であつて親しめなかつた記憶が、ある委員たちにもあったのである。

大事の前の小事である。実行できない案では、いかに美しくって

もなんにもならない。要は実行できる案でなければ、一時強行されても、少しでも無理があると、動天返しになる憂いがある。

そこで委員会も、助詞を元どおりにのこすという妥協案を決定するよりほかにしかたがなかったようである。

だがそのために、大新聞がただちに実行に移し、地方新聞それに追随し、諸雑誌も相づびてこれにならうという実現的効果を奏ずることができたのである。

「を」を「を」でがまんするようになった痛いところは、そういうわけでできたのである。

それならば、第1条のゐ、ゑ、ををい・え・おに書くという条文に従って、助詞おと書くことをも許容することにしたらよかっではないか。なぜならおとの目の目には抵抗があってもこどもにはそれがないから、口に合わせて平氣で「お」と書くに違いない。それを罰点にせずに済む。それををと書かなくては誤りだとして、罰点をつけることはいかにも残酷である。むしろ、をと書くほうを、許容にしておけば、こどもも助かり、新聞社をはじめ、おとなたちも助かり、両助かりであるとわれわれは主張したが、「許容案」では行きたくない、本則に従って行きたいから、をと書くほうを本則すべきだと主張されるのにひきずられた形である。

思うに、新かなづかい案も、もとより永遠の鉄則ではない。漸を追って進化すべき性質のものである。もしさきへ行って1歩の前進が許される日があったら、せめてこどもたちを救うために、せいぜ

い「助詞のをもおと書いててもよい」ということをはっきり出してよいのではあるまいか。

2 「旧かなづかいのくわ・ぐわは今後か・がと書く」

これは、東京では、脣音退化の一般原則どおり、この w 音が落ちて、か・がとしか濁音されないのみか、進んで、これをくちびるにかけて濁音するのを聞くと、いかにもいなからじみて聞えて少しも美しくひびかないようになり、くちびるをはずして、ka, ga というほうが、すっきりして聞えるようになったから、現代標準濁音としては、とうてい今から kwa, gwa に復旧することができない。それで思い切って、か・がのほうに書くことに決定したのである。こうすることにより、火事と家事、菓子と河岸、会と貝と同じかなづかいになって混同していく恐れがあるが、前後の関係から理解させることになってしまった。西南地方や新潟・秋田・青森地方等には、これらがまだ濁音し分けられているので、それらの地方のことばを書き分ける必要のあるときには書き分けても、中央標準語を書くときには書き分けることを要しないわけである。

3 「旧かなづかいのぢ・づは今後じ・すと書く」というのは、すでに 300 年来、じ (zi) の音が少なくとも語頭には、舌が上に触れて dʒi に濁音され、ぢは、d から i へ移る間に、わたりの るがはいって dʒi となり、じ・ぢ無差別になってきたから、書き分けることなく、いずれをも じ で書くことにしたものであり、同様に、すは舌が上に触れて d が加わり、づは、z がはいって、けっきょくどちら

らも dzu になって区別がなくなったから、いすれをも すで書いて統一することにしたものである。

ただし、月（つき）が、三日月となるとき、みかすきと書いては、同一語の月が、両様に書かれるという矛盾が生じ、「すき」では、とうてい、月を理解することができない。それゆえ2語連なって濁音になったときは、元のかなの濁音にするのでなければ承知ができないといいうのも、委員中、実行家側の人の主張であった。同様に、血がちでありながら、鼻血となって連濁を生じたときに、「はなし」ではいかにもちのことと解しがたく「はなぢ」でなければ承知できないということであった。

これと似た関係が、明らかに同音の反復で、連濁となったものである「つづく」「ぢぢみ」の類も、づ・ぢを保存して置かなければ、他の語のようになってしまって、「つづく」「ぢぢみ」を連想しがたくなるから、やはり、同音の連呼によって生じたぢ・づはそのままぢ・づと書くことにした。

世間には、これらの例外を設けずに、やはり一様にじ・すと書くべきだと主張する声がある。道理である。そこまで行くべきであるが、漸進主義を取って、しばらく妥協したものである。

4 「旧かなのは・ひ・ふ・へ・ほのワ・イ・ウ・エ・オと發音されるものは、わ・い・う・え・おと書く」

これは語中・語尾のハ行音が、平安の末に、有声化して、みなワ行に發音されるものことであるが、当然のことであるのに、世間

あるいはこれをとがめて、それでは、歴史的かなづかいを知らなければ、今度のかなづかいを理解することできないではないかと抗議する。

これはたいへんな誤解である。こどもへかなづかいを教えるのには、どういうのは、どのかななどということ無しに、ただ1語1語を、こうつづると教えればよいのであって、少しも歴史的かなづかいを教える必要がない。「旧かなで、は・ひ・ふ・へ・ほと書いてワイ・ウ・エ・オと發音する語は……」というのは、委員会で、評議にかけた文句である。こう言うことによって、一瞬にして、どういう語のことか、一般人および専門家に思いあたさせるために言う語である。教え子にそう言って教えろとは、どこにも言っていない。教え子には1語1語具体的につづりを教えるから何年もかかる、それが国語教育なのである。たとへば、英語の學習だって one, two, three, four, five, six, seven, eight, nine, ten の1語1語を学ぶときに、1語1語具体的にワンは one, ツーは two 、スリーは three と教えるだけで、理屈なしなのである。それと同様に、顔は かお である、頬は ほお である、川は かわ である、沢は さわ であるといふように教えるのである。

新かなづかいのすべての条文はみな、そう言って教え子を導けといつもりではなく単に5分か10分間に、こんどの方針を旧かなを知る人々に理解させるための概括なのである。

5 「オと發音されるふはおと書く」

これは語中・語尾のふについていう。語中・語尾のふはウとなるのが合法的（「合ふ」がアウ、「舞ふ」がマウ，近江はアウミ，河内はカウチ）なのに，少しばかりの例が，オと貉音される — あふひ（葬）のアオイ，たふるのタオル，あふぐ（仰）のアオグの類。それでこれを，おと書くことを付加したわけである。

注意に書き添えた2か条はこの区別を保存する地方音のほうが，元の貉音なのであるが，標準語には区別が無いゆえ，今後これは区別しなくてもよいと決定したことを書き添えたのである。

その1は，クワ (kwa) とカ (ka), グワ (gwa) とガ (ga) の区別である。これは，西南地方と北国越後から海岸沿ひの秋田県・青森県方面などの貉音には今でもはっきり区別があるから，はっきり区別のある地方に向かって，区別をするなということのほうが無理ゆえ，その区別のある地方では書き分けてもさしつかえが無いことを注意したのは当然の決定である。

その2は，ジ・ヂの区別のある地方とは，九州の大部分と土佐および紀伊の地方などのことである。ジを [z̥i]，ヂを [dʒ̥i] と貉音する類である。[zi]・[di] の別だったはずであるが，今日そう貉音し分けているところはないが，ジのほうに d がはいらず，ヂのほうに d のあとへるがはいったけれど，まだまったく混同するまでには至っていない。土佐など，富士は [Fuʒi] [藤は] [Fudʒi] 次郎は [z̥irô] 治郎は [dʒ̥irô] とはっきり区別する。九州では，薩摩・大隅・すみ ひゅうが・くま・日向・熊本および肥前でも佐賀市にはもう区別なくなった

が、郡部には区別がある。それもだんだん若い世代には失われつつある。しかし、とにかく区別がある所では、はっきり区別を意識していて、区別のあることを自負してさえいるから、これらの地方に對し、標準語なみに混同しろということは無理であるから、区別をして書き分けていることを認容したのである。

第2類

これは、長音を書き表わす方法についての規定である。長音は33年式では、棒引きで表わしたのであるが、41年の貴族院において、森鷗外が起って棒引きかなづかいに反対をして、いったいこの棒は、文字であるか。文字ならなんという字であるか、と追究して当局をあわてさせ、ついに全部の案をくつがえされた苦い経験があるため、今回はその失敗をくり返さないように苦心をして、棒引きの代りにうやいを書くことに決定したものである。

ここは、そういう因縁のある点で、実際の現代音とは合わない方法を取っている。そのためまた一部の非難の的となっている点である。

時代は進んだことであり、今回こそあるいは棒引きけっこかもしれなかった、というのは、当局にもすでにじゅうぶんな研究もあり、この棒はもと「引」という字の左半分を省略してできたものであって、もっと古くは

阿 引

のどとく、引という全画で引く音を注したのである。礼の偏を省略

したレの字などと同じ方法で正式な由来をもつ助字などであって、りっぱに存在の資格をもつものであり、今回も外来語の表記には認めているのである。外来語の表記には江戸時代から用いられて目に慣れているから文句はない。純国語には、ことに美的な表記の際に打ちこわしになる感があって、ぞっとしないところから、排斥されるのでもあろう。しかし、それらは目慣れさえすれば解決される問題であり、ア・イ・ウ・エ・オ至って簡単に、直上の音を引くことを表わし得て便利なもので、これなら、ウで書く方法のような非難は避けえたことであつたろう。

國語には、1単語の「あ」や「お」に終る語がなかったゆえにこそおこお（孝行），かこお（書こう），とろお（取ろう）など書くと、目に抵抗が多い。同じ母音の中でも、狭い母音なら、あとにきて連母音をなしても、そう苦しまずにはじめができたために、漢字音を取り込んだ際、盛んにアウ・カウ・サウ・シャウ・ショウ・タウ・チャウ・チョウの類，アイ・タイ・エイ・ケイ・セイ・ティ・メイの類に發音して取り込んだ。この連母音を口慣れるにつれて、純国語の上にまでこの發音が、どしどし現れてきたのが例のウ音便（ちかう・ふかう・こう・さう・よう・美しう・うれしうの類），イ音便（咲いて・吹いて・明いて・きさいの宮・さいはひ・すいがい・かうがい・むかいの岡の類）であった。こうしてウおよびイならば、母音でも下につく語がたくさん生じ、發音が変化して、長音化しても、書くには依然としてウおよびイが書かれてきたから、大衆には

ウやイは長く引くときに書く文字のような感をいだかせさえもした。

そこだから今回、棒引きの代りに、このウとイとをもってして、美觀の上からくる反対論をもおさえ、目の抵抗からくる非難をも避けて、とにかく、この新かなづかいを実現することに成功したのである。すなわち――

- 1 ユの長音は、ゆうと書く。これは音にも合うから論がない。
- 2 エ列長音は、エ列のかなにえをつけて書く。これは、ねえさん・これがねえ・ええそうです、の類である。帝・明・慶・兵・栄礼・寧の類は氣をつけて發音するときは、今なおティ・メイ・ケイ・ハイ・エイ・レイ・ネイのようになるから、そのままイを添えて書くことを認めているから、この条には触れていない。
- 3 オ列長音は、うを添えて書くので、ここで發音に合わないと非難を受けるところである孝行をこうこう、学校をがっこう、校長をこうちょう、町長をちょうちょう、情調をじょうちょう、少将をしょうしょうの類に書くのである。發音どおりではないじゃないかといふ非難に対しては、どこの国の正字法にも、發音と合わない部分がある。正字法は、發音記号ではないからと答えておくであろう。

第3類

ウ列拗音の長音は、うを添えること。これは、音に合うことで少しのふつどうもない。ただし、このウ列長音という中には

きゅうり（生瓜）

うれしゅう（嬉しう），よろしゅう（宜しう），うつくしゅう（美しう）

の類をもいうのである。実はその点に少し問題がある。

ゆとも，ゆうともいう「油」などは「ゆう」であろうし，しゆともしゅうともいう「衆」などは「しゅう」であろう。

それと，東京発音では，「宜しう」「嬉しう」「美しう」のしうも同じかはしらないが，それは音声学的に同じであっても，音韻としては，シウである。孝行を「こうこう」と書くほどだったら，「宜しう」「美しう」「嬉しう」は，やはり，「しゅう」でなく「しう」で行くほうが適当にも考えられる。1字少ないだけでも，見た目にも，書くのにも，活字を拾う上でも助かる事であろうが，この点，新聞のほうに別に抗議なく，若い委員たちは少しでも発音に近いほうを好むので，本条のように定まったように記憶する。

第4類

オ列拗音の場合，これは，きょう・ちょう・しょう等のように，やはり音に合わないが，長い歴史があるによって，うを書いて表わすこととしたのである。

きょうは3字になるから，けうにしたいという声があり，蝶々なども，てうてうぐらいだったら，古語への連絡もすぐついて，便利であるが，これは，きゅう・しゅう・ちゅうを，きう・しう・ちうで行くことよりもいっそうむずかしいことでなりたたなかつ，

たようである。

この拗音を表わす「よ」や、促音を表わす「つ」はなるべく右側へ小さく書くことが好ましいことである。毎日の新聞紙などには早急には実行されないが、それでも徐々には実行の機運に向かい一つあることが感じられる。

現代かなづかいの要約

新かなの精神は、わくをはずすことにあるのであるから、一つのわくをはずした代りに今一つの新しいわくをかけるようなことは、決して本意ではない。

旧かなは、1000年以前の口に合わせたものなのに、新かなは、今の人の口に合わせるのであるから、なんといっても、今の人には、新かなのほうは、らくなのである。

それを、旧かなを覚えている人々は、その上に新かなを知らなければならなくなつたのを、やっかい視していやがるが、要約すると左のような、簡単なことなのである。

第1類

○ゐ・ゑ・を→イ・エ・オ

○語中・語尾のは・ひ・ふ・へ・ほ→ワ・イ・ウ・エ・オ

〔ただし、助詞の「は」「を」「へ」だけは元のまま〕

○語中・語尾のふでオと濁音されるものが少々ある。→オ

葵—アオイ，仰ぐ—アオグ，倒す—タオス

そのほかは「くわ」は「か」でよい、「ぢ」「づ」は、ジ・ズでよい。

そこにただし書がある。後に言及する。

第2類（長音の書き方）

○ウ列音の長音には、うをつける。

○エ列音の長音には、えをつける。

○オ列音の長音には、うをつける。

第3類（拗長音の書き方）

○しゅう この「ゆ」はなるべくは右側へ小書する。

○しょう この「よ」もなるべく右側へ小書する。

なお、促音のつもなるべく右側へ小書する。

たった、これだけのことである。ただし例外が1, 2ある。それを
次に――

例外1 三日月のとき月は、みかずきでは他語のようになってま
ずい。かように明らかに他語と熟語になって濁ったときは、原音の
濁音にしておく。

同様の例は、かなづかい・心づよい・もとづく・縁づく・気づいた・
手づくり・こどもづれの類。鼻血ぢ・もらいぢち・ちゃのみぢゃわ
んの類。

同音連呼で濁る語も同じ。例 つづく・ちぢむの類。

次のような語は、明らかに2語の熟合語とわからないほど古くで

きた語ゆえ、1語とみなす。うなずく。

例外2 「大きい」などを「おおきい」と書く。これは、実は例外というべきものではなくて、その「おお」は「お」が二つ続いた音と見てそう書くことになったのである。（長音とみたのなら、当然「おう」と書くべきところである。）

が、さてこれを実際に書いてみると、長音の「おう」と分けて考えることが一般にはむずかしいという批評がある。そこでこの二つを統一するように改定を希望する声もあるが、現在のところでは、これらはある限られた少数の語にとどまるから、それをあげて教授するように注意するよりほかはない。たとえば――

おおきい(大) おおい(多) とおい(遠) こおり(氷) とおり
(通) もよおし(催) おおせ(仰) おおやけ(公) おおむね(概)
などである。

なお、多・遠の類を「おう」「とう」と書いてしまっては、「多うございます」「遠うございます」のときのかなが、

おううございます

とううございます

となって読めない。ゆえに、第1類4によってオと濁音するほはおと書くの条文に従って、

おおうございます

とおうございます

と書くほうがまさっているのである。

ここに問題となるのは、逢坂は、あふさか——あうさか——オオさかとなったとすると、そのオオの部分を、おおと書くべきかおうと書くべきかである。

文字について記述的にいえば、あふのおもオになり、おもオになったから、「オと発音するあはおと書く」に従って、おおさかでよろしい。しかし音変化の歴史についていえば、「あふ」が平安朝末からアウという音になっていたはず、そのアウが、中世を通じて依然としてアウで、足利末から江戸の初頭にかけて、アウのアもオになりウもオになったのは相互同化によるものである。すると、おうさかでよろしい。しかし、こういう語原にさかのぼってまで、今日同音の大坂・逢坂を書き分けるべきものか、どうか。わくをはずしてやる代りに、新しいわくをはめてやるという矛盾になる。こどもたちにとってこんな負担を負わすべきものか、どうか。そしてこどもが逢坂をもおおさかと書いたら、誤りとすべきか、どうか。同じ誤りでも、おおさかをおうさかと誤るよりは、おうさかをおおさかと誤るほうは、よろしいのではあるまいか。前途はそのほうへ行くべきであるから。

も一つ問題がある。遠江の国名、とほつ・あはうみの国が、とほたふみとなったものである。今はトートーミであるけれど、上のトーはとおであって、下のトーはとうだということになろうか。トートーミを、こどもにわざわざとおとうみと強制的に覚えさせることがはたしてどれほど効果あることなのか。もし同じくまちがうな

らば、とおとおみとまちがうほうがよろしいまちがいではないであろうか。われわれは、とおとおみと書いたこどもは罰点をやるに忍びないものである。

「お」というところに「う」と書くほうは、まだ古いところに引かれて書く書き方であるから、こどもたち、何の古いところになすむことがないものには、まっすぐに、「お」の發音は「お」を書いて行くのであって、これに罰点をつけるべきではあるまいと信ずるものである。いずれ両方行われて、時がこれを解決するにしたら、「お」の音は「お」を書くほうが残ることが明らかである。

結論

矢はすでに弓づるを放れた。

80年来、もみにもんだ大問題が、いままさに軌道に乗って、みごとに走り出したところである。

欠点はあるいはある。不満もあるいはある。しかし、取った方向に、まちがいは万々あるはずがないまでに、熟慮に熟慮が重ねられた結果なのである。完全でないならば、それは、人間の営みだからである。国民は、総持ち寄りでこれをかつぎ進めて行くべきである。足らない所は修正しつつ。ゆがみがあったら直しつつ。

あるいはこれを単なる便宜主義の軽拳妄動と断じ、あるいはこれ

をみだりに國の伝統を乱すものと非難する反対意見も、まだあるにはあるが、しかし、だんだんに論述してきたように、現代かなづか이는、決して單なる便宜主義に出たものではなく、言語の本質に徴し、國語の歴史に徴して、必然的にこうしなければならない大本に基いて行われた改革である。またこれは、決して古典の伝統を破壊することではなくして、むしろ平安朝古典の時代の人々のとった、「差別のなくなった音をば差別なく」統一して、自由に簡単に、口に合わせて書いて、一朝にして国民文学の黃金時代を現出したその故知にない、その行き方を行くのにほかならないのであって、古典かなづかいを無二のものとして墨守するほうが古典の糟粕そじはぐをなめるのみのことであって、田安宗武の道破したように、かえってそれでは古意ではないのである。現代語音に合わせて、もはや区別の無くなったものは、しいて区別をせず、統一されたものは統一して自由に書き下してゆくことこそ、かえって、古典時代の人の精神である。現代かなづかいこそむしろ古典的伝統の精神なのである。

現代かなづかいの決行は、生々發展する日本の國語を生かし、立ち上がる新日本文化の基盤を正しく造り上げる工作であって、これではじめて将来の光明を望むことができるのである。苦しいのは、ひとり言語生活ばかりではなく、衣・食・住、なにひとつ苦しくないものがない試練下である。いたずらに、旧になじんでこの新方向に参じない人は、時代にとりのこされるであろう。50年もたつたら、旧かなづかいで教育された人々がなくなつて、すべてが新かな

づかいで教育された人々のみになるのである。その時になつたら、
旧かなで書かれた文学・文献は、さながら、江戸時代のえらい人々
が、漢文で著書を書いたり、擬古文で著述をしたりして、今日読み
がたからしめて、いたずらにその固ろうを惜しまれると同じ運命を
たどらなければならぬのである。衣・食・住の窮屈を堪えるのは
再興日本のために堪えるのである。私のためではない。そのように
新かなづかいで苦労をするのも、再興日本のために払う現代人の次
代に対する義務である。「私」を捨てて、この聖業に参加すること
こそ、現代人の唯一の言語生活の道でなければならない。

国語シリーズ8

現代かなづかいの意義

MEJ 4038

昭和27年6月10日印刷

昭和27年6月15日発行



定価 50円

著作権所有者 文 部 省

発 行 者 興 石 博

東京都千代田区飯田町1の24

発 行 所 統計出版株式会社

東京都千代田区飯田町1の24

振替 東京 31043 番

印 刷 所 統計印刷株式会社

東京都千代田区飯田町1の34